習志野市コミュニティセンター　東習志野コミュニティセンター　指定管理者選定評価表

区分	選定項目		評価観点	配点	ナンシン ワコーグループ
共通事項（条例第4条）	1　市民の平等な利用の確保		1　施設の設置目的を理解し、「公の施設」の管理運営の考え方が妥当であるか。	5	4.8
			2　市民への事業広報活動等、市民の平等な利用について工夫はあるか。	5	4.8
	2　管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保有		1　施設管理、安全対策の内容は妥当か。	5	4.8
			2　経済的（経営・収支・資産等）に安定した運営が可能か。	5	4.0
			3　適正な職員の配置が可能か。また採用・研修計画は適切か。	5	5.0
			4　個人情報の保護措置は十分か。	5	5.0
			5　緊急事態への対応策は十分であるか。	5	5.0
	3　当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減	最大限発揮させる能力	1　サービス向上及び利用者の増加等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組み内容となっているか。	5	5.0
		経費の縮減	2　管理運営経費の縮減が図られているか。	10	7.0
	共通事項　小計			50	45.4
個別事項	4　市民サービスの質の向上と質の確保		1　コミュニティセンターの管理運営者としての動機や意欲が示されているか。	5	5.0
			2　多様な利用者へのコミュニティセンターサービスの提供について、具体的な提案があるか。	10	9.3
			3　地域特性を生かした具体的・効果的な連携・協働によるサービス提供の提案があるか。	10	9.3
			4　持続可能なサービス提供に資する引継計画が示されているか。	5	4.0
	5　企画立案能力と管理運営方針		1　施設の効果的な活用、地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進及び活性化に結びつく提案であるか。	10	9.3
			2　事業者の利点を生かした効果的な事業の提案がされているか。	5	4.8
			3　指定期間満了までの年次サービス目標に数値目標など具体性はあるか。	5	4.5
	個別事項　小計			50	46.2
共通事項　＋　個別事項　　合計				100	91.6